

大阪労働局発表  
令和3年6月28日

【照会先】  
大阪労働局需給調整事業部  
(電話) 06-4790-6319

## 令和2年度労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る 指導監督状況及び令和3年度指導監督方針について

大阪労働局（局長：木暮 康二）では、令和2年度における労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る指導監督状況及び令和3年度指導監督方針を取りまとめましたので公表します。

### 1 令和2年度指導監督状況 概要

#### ◇1,730事業所に対して指導監督を実施

労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る指導監督を行った事業所のうち、文書による是正指導を911事業所に行いました。

(詳細は2ページ「1 令和2年度指導監督状況」参照)

#### ◇法制度周知に向けたセミナー等を実施

改正労働者派遣法周知に向けた「同一労働同一賃金セミナー」をはじめ、派遣元事業主及び派遣先並びに職業紹介事業者などを対象に法制度周知に向けた各種セミナーを28回実施し、548名が受講しました。

(詳細は4ページ「(4) 法制度周知に向けたセミナー」参照)

### 2 令和3年度指導監督方針 概要

令和2年4月1日に施行された改正労働者派遣法の適正な履行に向けて計画的・効果的な指導監督に取り組みます。

(詳細は4ページ「2 令和3年度指導監督方針」参照)

# 1 令和2年度指導監督状況 概要

## (1) 指導監督を実施した延べ事業所数

項 目	令和2年度 事業所数	令和元年度 事業所数	前年度比
計	1,730	1,848	▲6.4%
うち労働者派遣事業関係	1,075	860	25.0%
うち職業紹介等事業関係	276	229	20.5%
うち請負関係	379	759	▲50.1%

## (2) 是正指導（文書指導）を行った件数

項 目	令和2年度 事業所数	令和元年度 事業所数	前年度比
計	911	723	26.0%
うち労働者派遣事業関係	582	440	32.3%
うち職業紹介等事業関係	308	215	43.3%
うち請負関係	21	68	▲69.1%

## (3) 主な是正指導内容

### ①労働者派遣事業

#### (i) 派遣元事業主に対する指導内容

- マージン率等の情報提供（労働者派遣法第23条第5項）
  - ・インターネット等の方法により行われていない。
- 労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）
  - ・法定項目が記載されていない。（事業所の名称、業務に伴う責任の程度、派遣就業する日、協定対象派遣労働者に限るか否かの別の記載不備など）
- 労使協定の締結、周知（労働者派遣法第30条の4第1項、第2項）
  - ・労使協定の締結方法に不備がある。
  - ・一般賃金の算定方法に不備がある。
  - ・協定対象派遣労働者の賃金が一般賃金を下回っている。
  - ・職務内容等の向上があった場合に賃金が改善する規程に不備がある。
  - ・賃金の評価に関する規定に不備がある。
  - ・労使協定の周知を行っていない。
- 就業条件の明示（労働者派遣法第34条第1項）
  - ・就業条件の明示を行っていない。（書面の交付がない）
  - ・法定項目が記載されていない。（事業所の名称、業務に伴う責任の程度、健康保険・雇用保険等に参加していない場合の理由の記載不備など）
- 派遣元管理台帳（労働者派遣法第37条第1項）
  - ・派遣元管理台帳を作成していない。
  - ・法定項目が記載されていない。（事業所の名称、業務に伴う責任の程度、派遣就業する日、協定対象派遣労働者であるか否かの別の記載不備など）

(ii) 派遣先に対する指導内容

- 労働者派遣契約（労働者派遣法第 26 条第 1 項）
  - ・法定項目が記載されていない。（事業所の名称、業務に伴う責任の程度、派遣就業する日、協定対象派遣労働者に限るか否かの別の記載不備など）
- 抵触日の通知（労働者派遣法第 26 条第 4 項）
  - ・派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知をせずに新たな派遣契約を締結している。
- 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供（労働者派遣法第 26 条第 7 項）
  - ・比較対象労働者の待遇等に関する情報提供をせずに新たな派遣契約を締結している。
- 派遣先管理台帳（労働者派遣法第 42 条第 1 項）
  - ・派遣先管理台帳を作成していない。
  - ・法定項目が記載されていない。（事業所の名称、業務に伴う責任の程度、協定対象派遣労働者であるか否かの別の記載不備など）

②職業紹介事業

- 労働条件の明示（職業安定法第 5 条の 3）
  - ・労働条件の明示がなされていない。（書面の交付がない）
  - ・法定項目が明示されていない。（試用期間、時間外労働の有無、賃金の額、就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項など）
- 取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第 32 条の 13）
  - ・取扱職種の範囲等の明示がされていない。
  - ・法定項目が明示されていない。（手数料に関する事項の記載不備など）
- 帳簿の備え付け（職業安定法第 32 条の 15）
  - ・求人求職管理簿、手数料管理簿の未作成や記載不備
- 職業紹介実績等の情報提供（職業安定法第 32 条の 16 第 3 項）
  - ・人材サービス総合サイトへの情報提供をしていない。

③請負関係

- 不適切な請負（請負事業主が労働者派遣事業の許可を有している場合）
  - ・労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（労働省告示第 37 号）に照らして不適切であったため、実態として労働者派遣を行っていた、又は受け入れていた。
- 不適切な請負（請負事業主が労働者派遣事業の許可を有していない場合）
  - ・外形上は請負契約であったが実態として労働者派遣に該当しており、無許可のまま労働者を派遣した、又は受け入れていた。

#### (4) 法制度周知に向けたセミナー

派遣労働者の同一労働同一賃金などを旨とする改正労働者派遣法の円滑な施行に向けて、「同一労働同一賃金セミナー」を開催しました。

この他、派遣元事業主及び派遣先並びに職業紹介事業者等を対象とした講習会の実施、労働者向け派遣法セミナー、事業主団体等が主催する各種研修会やセミナーにおける講師派遣、訪問・呼出指導の際の説明等あらゆる機会を通じて、近年の労働者派遣法及び職業安定法の改正内容を中心とした法制度の周知を行いました。

なお、許可後説明会及び許可更新後説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場での開催に代えて書類送付にて実施しました。

#### (参考) 令和2年度各種研修会・セミナー開催状況

内 容	実施回数	受講者数
同一労働同一賃金セミナー	12	391
公共団体業務委託請負適正化セミナー	1	30
需給調整事業部主催各種講習会	10	35
・ 新規許可申請前説明会	(8)	(31)
・ 派遣労働者セミナー	(2)	(4)
事業主団体等への講師派遣	5	92
合 計	28	548

※書類送付にて実施

・ 許可後説明会	24	508
・ 許可更新説明会	24	1,060
合 計	48	1,568

## 2 令和3年度指導監督方針 概要

### (1) 労働者派遣事業関係

- 指導監督に当たっては、計画的かつ効果的に実施するとともに、派遣労働者等からの苦情・相談事案の情報提供に対しては、初動対応が非常に重要であることから迅速かつ的確に派遣元事業主、派遣先に対して必要な指導監督を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による労働者派遣契約の中途解除等に伴う派遣労働者の解雇・雇止めに関する情報を把握した際は、派遣労働者の雇用安定措置の義務を果たすよう、厳正な指導監督に取り組むとともに、雇用調整助成金等の活用による派遣労働者の雇用維持のための要請を行います。
- 令和2年4月1日施行の改正労働者派遣法による派遣労働者の同一労働同一賃金の履行確保のために、派遣労働者の賃金等の引き下げにつながっている事案等の把握を行い、積極的かつ適正な指導監督を行うとともに、「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を引き続き設置し、これら法令の施行に伴う派遣労働者等からの相談に対して適切に対応します。

○悪質な法違反及び是正指導後も繰り返し法違反を行う事業主に対しては、行政処分も含めた厳格な対応を徹底します。

(2) 職業紹介事業関係

○職業安定法の適正な履行に向けて、労働条件の明示、求人不受理、人材サービス総合サイトへの情報開示などの施行状況を把握し、適切に指導監督を実施します。また、労働条件の明示が行われなかった等の申出、情報提供がなされた際は、迅速かつ的確に必要な指導監督を実施します。

○医療従事者等が慢性的に不足している状況の中で、医療・介護等職業紹介事業者に対し、改正職業安定法等において定められた就職後6ヶ月以内の離職者情報の公表や、紹介した求職者への2年間の転職勧奨の禁止について、周知啓発を実施するとともに、医療機関等から相談があった場合は、事案に応じて医療・介護等職業紹介事業者に対し適切に指導監督を実施します。

○悪質な法違反及び是正指導後も繰り返し法違反を行う事業主に対しては、行政処分も含めた厳格な対応を徹底します。

参考 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の推移

(各年3月1日現在)

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	事業所数	対前年同月比	事業所数	対前年同月比
平成29年	7,674	▲3.1%	2,130	6.0%
平成30年	7,593	▲1.1%	2,302	8.1%
平成31年	4,276	▲43.7%	2,530	9.9%
令和2年	4,406	3.0%	2,868	13.4%
令和3年	4,453	1.1%	3,068	7.0%

(注) 平成31年の労働者派遣事業にかかる事業所数の減少は、平成27年労働者派遣法の改正による特定派遣(届出制)の経過措置期間が終了したことに伴うもの。